

「利根町いじめ問題調査委員会報告書」の提言に基づく今後の利根町いじめ再発防止策の協議について

1 利根町いじめ問題調査委員会 調査報告書 再発防止に向けた提言より

(1) 教育委員会の対応

① 常設の調査委員会の設置について

- ・重大事態

発生の可能性がある場合に、すぐに対応できるように、常設の調査委員会が必要である。

② 学校と利根町教委との関係について

- ・十分な情報提供、情報共有が必要である。共有することで、問題解決は早期になる。

③ 教職員への研修について

- ・法の解釈やいじめ防止に対する共通認識への研修の実施が必要である。(学校単位あるいは町で)

④ アンケートの重要性について

- ・アンケートの処理、保管は集計結果をまとめ、在学中保管する。また、原本は、在学中必ず保管する必要がある。

(2) 学校の対応

① 教員と生徒との関係構築について

- ・学校は、いじめがあることを前提に児童生徒に向き合う必要がある。
- ・いじめの早期発見に努め、いじめがあった場合には、そこから学ぶことができるように指導する必要がある。
- ・大人に相談できる信頼関係を育むことが必要である。また、何かあれば話してもらえる関係、アンケートに書いてくれる関係を築く必要がある。

② いじめ防止のための児童・生徒への働きかけについて

- ・ワークショップなどを通じて、体験的な活動や自身の想いや意見を表現しあう場を設け、いじめ防止に取り組む必要がある。
- ・いじめ予防授業を実施し、いじめが人権侵害であること、人権の大切さに気付く機会を設ける必要がある。

(3) 関係機関との連携

① 児童相談所の活用

- ・家庭内での問題があるならば、児童相談所を活用する必要がある。(親が子どものことを相談できる機関として)

② スクールソーシャルワーカーの活用

- ・社会福祉等の専門的知識や技術を駆使して、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う必要がある。

③ スクールカウンセラーの活用

- ・いじめられた生徒・保護者にとどまらず、いじめた生徒・保護者も対象、聞き取りと同時に心のケアを継続的かつ的確に行っていく必要がある。

2 今後の利根町いじめ再発防止策について（案）

（1）教育委員会の対応

① 常設の調査委員会の設置について

<新設> **【条例改正】**

【利根町いじめ防止基本方針 第2章 利根町の取組 1に追加】

- ・いじめ問題調査委員会の常設

② 学校と利根町教委との関係について

<現在のものを充実>

- ・生徒指導主事連絡協議会の実施（毎月）

<新設> **【利根町いじめ防止基本方針 第2章 利根町の取組 1（8）に追加】**

- ・生徒指導に特化した小中学校間生徒指導訪問の実施（各小中学校1回）
- ・教育相談担当者連絡協議会の実施（学期に1回）**【利根町いじめ防止基本方針】**

③ 教職員への研修について

<現在のものを充実>

- ・各種研修会への参加

<新設> **【利根町いじめ防止基本方針 第2章 利根町の取組 1（8）に追加】**

- ・教職員研修の充実（学期に1回）（教育相談・教育相談の実技も含む）
- ・教職員研修（年1回）（生徒指導 特別活動 人権教育 道徳教育 学級経営 等）
- ・生徒指導先進校への視察派遣

④ アンケートの重要性について

<新設> **【利根町いじめ防止基本方針 第3章 学校の取組 2（2）に追加】**

- ・アンケート保存等の規則の明文化

（2）学校の対応

① 教員と生徒との関係構築について

<現在のものを充実>

- ・Q-U検査の実施（学級の実態把握と改善策の策定）

<新規> **【利根町いじめ防止基本方針 第3章 学校の取組 2（1）の改善】**

- ・教育相談に関する校内研修の充実

② いじめ防止のための児童・生徒への働きかけについて

<現在のものを充実>

- ・「いじめ防止集会」の実施を明文化

<新規> **【利根町いじめ防止基本方針 第3章 学校の取組 2（1）に追加】**

- ・いじめ撲滅強化月間（年間3ヶ月 4月・9月・1月）
- ・小中連携した「オレンジサミット（仮称）」の開催（小中学生対象）
- ・SC・SSW・弁護士等を活用したいじめに関する授業等の実施

（3）関係機関との連携

<新規> **【利根町いじめ防止基本方針 第3章 学校の取組 3に追加】**

- ・ペアレントトレーニング講習会の実施（各校で年1回実施）